

3/1
金
から

3月1日(金)から戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)が施行され、
戸籍制度が利用しやすくなります



本籍地以外の市区町村窓口でも 戸籍証明書・除籍証明書を 請求できるようになります (広域交付)

- ◆本籍地が遠くにある方でも、最寄りの市区町村の窓口で戸籍証明書等が請求できます
- ◆ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1カ所の市区町村の窓口でまとめて戸籍証明書等が請求できます (申請書に本籍地の地番・筆頭者名等を記入していただきます)

ご注意

- 市区町村により対応可能な窓口が限られている場合があります。
- コンピュータ化されていない戸籍・除籍は請求できません。
- 一部事項証明書、戸籍抄本、個人事項証明書、戸籍の附票の写し、独身証明書、身分証明書は請求できません。

請求できる方

- ◎本人、配偶者(死亡配偶者の戸籍を請求する場合、
婚姻後の戸籍のみ請求可)
 - ◎父母、祖父母など(直系尊属) ◎子、孫など(直系卑属)
- ※上記に該当しない方(兄弟姉妹)、郵送や委任状持参の
代理人による請求はできません。

牛久市内で請求する場合

【請求場所】牛久市役所 総合窓口課窓口(本庁舎2階)
※出張所等では対応していませんのでご注意ください。
【受付時間】月～金曜日午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日、年末年始、メンテナンス日を除く)

※なお、本籍地への確認に時間を要しますので、時間に余裕を持ってご来庁ください。午後4時以降の受付については、
当日確認できず、再度お越しいただくことがあります。

請求方法

- ◎戸籍証明書等を請求できる方(左記参照)が来庁し、
申請書に必要事項を記入後、総合窓口課窓口にて申請
- ◎本人確認のため顔写真付きの本人確認書類の提示
が必要です(マイナンバーカード、運転免許証、パス
ポートなど)

交付手数料

- ◎戸籍謄本、全部事項証明書……………1通につき450円
- ◎除籍謄本、改正原戸籍……………1通につき750円

戸籍届出時に戸籍証明書の添付が 原則不要となります



例えば、本籍地ではない市区町村の窓口で戸籍の届出(婚姻届など)を行う場合、提出先の市区町村の
職員が本籍地の戸籍を確認することができるようになりますので、戸籍届出時の戸籍証明書等の添付
が原則不要となります。

【問い合わせ】総合窓口課☎内線1629

※詳しくは法務省ホームページ
「戸籍法の一部を改正する法律について」▶

